

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 指定一般相談支援事業者の指定
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
- 指定居宅サービス事業者等の指定
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧

### 【公告】

- 平成二十七年調理師試験の実施
- 平成二十七年製菓衛生師試験の実施
- 平成二十七年毒物劇物取扱者試験の実施
- 平成二十七年登録販売者試験の実施
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 一般競争入札の実施
- 〃
- 政治団体の名称等の公表

障害福祉課

〃

長寿社会課

水産課

生活衛生課

医薬安全課

〃

経営支援課

建築指導課

警察本部会計課

選挙管理委員会

## 目次

- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し

担当課（室）

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

# 平成27年5月8日 岡山県公報 第11683号

## ◎岡山県告示第二百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

たかはし地域生活支援センター

#### 2 所在地

高梁市横町一〇七二番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人発達支援ネットワークつむぎ

#### 2 主たる事務所の所在地

高梁市有漢町有漢八五一番地

### 三 指定年月日

平成二十七年五月一日

### 四 事業所番号

三三三〇九〇〇〇四八

### 五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

# 平成27年5月8日 岡山県公報 第11683号

## ◎岡山県告示第二百四十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

デイサービスさいころ

#### 2 所在地

倉敷市白楽町一三二―一建部ビル二F

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人くらしき教育発達研究所さいころ

#### 2 主たる事務所の所在地

倉敷市白楽町一三二―一建部ビル二F

### 三 指定年月日

平成二十七年四月一日

### 四 事業所番号

三三五〇二〇〇二六一

### 五 事業の種類別

児童発達支援

# 平成27年5月8日 岡山県公報 第11683号

## ◎岡山県告示第二百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

藤工房

#### 2 所在地

和気郡和気町藤野一〇二五―二

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人藤の里

#### 2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町藤野一〇二五―二

### 三 廃止年月日

平成二十七年三月三十一日

### 四 事業所番号

三三一―二三〇〇一六七

### 五 サービスの種類

就労移行支援

# 平成27年5月8日 岡山県公報 第11683号

## ◎岡山県告示第二百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

医療法人緑十字会 デイサービスくじば

#### 2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇番地八

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

医療法人緑十字会

#### 2 所在地

岡山県笠岡市笠岡五一〇番地一四

### 三 指定年月日

平成二十七年五月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇九二二

### 五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

# 平成27年5月8日 岡山県公報 第11683号

## ◎岡山県告示第二百五十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 発起人の住所及び氏名

笠岡市北木島町七八七五―二 藤井 幸男

笠岡市北木島町七九二四 奥野 安人

### 二 加入区

北木島

### 三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

笠岡市漁業協同組合

### 四 縦覧期間

平成二十七年五月八日から同月二十二日まで

### 五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

〔一七四〕調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二第一項の規定による平成二十七年調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験日時及び場所

- 1 日時 平成二十七年八月二十一日（金曜日）十時三十分から十二時三十分まで
- 2 場所 岡山県総社市窪木一一一 公立大学法人岡山県立大学

二 試験科目

- 1 食文化概論
- 2 衛生法規
- 3 公衆衛生学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 食品学
- 7 調理理論

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者をいう。）であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する次のいずれかに該当する施設又は営業において二年以上調理の業務に従事したもの

- 1 寄宿舎、学校、病院等の施設であつて飲食物を調理して供与するもの
- 2 飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業

四 受験願書受付期間

持参による場合は、平成二十七年六月十五日（月曜日）から同月二十二日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵便又は信書便による場合は、同月十五日（月曜日）から同月二十二日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

- 1 県内居住者にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ直接提出すること。ただし、平成二十六年度に岡山県が実施した調理師試験の受験願書を提出した者は、(2)から(4)までの書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として六千二百十円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 高等学校の入学資格を有することを証する書類 一通

(4) 調理業務従事証明書 一通

(5) 写真票 一通

写真票に出願前六月以内に撮影した写真（上半身、正面、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を貼り付けること。

2 県外居住者にあつては、1(1)から(5)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵便若しくは信書便により提出すること。ただし、平成二十六年度に岡山県が実施した調理師試験の受験願書を提出した者は、1(2)から(4)までの書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

1 平成二十七年九月九日（水曜日）九時、岡山県庁北側公示板及び各保健所において合格者の受験番号を発表する。また、岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）においても合格者の受験番号を発表する。

2 合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験者には、受験票を交付する。

2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課生活営業指導班（電話〇八六一二二六一七三三五）に問い合わせること。

3 郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのものを同封して行うこと。また、受験願書等は、六1の岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページにおいてダウンロードすることができる。



〔二七五〕製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第四条第一項の規定による平成二十七年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時及び場所

- 1 日時 平成二十七年八月二十一日（金曜日）十時三十分から十二時三十分まで
- 2 場所 岡山県総社市窪木一一一 公立大学法人岡山県立大学

二 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品衛生学
- 4 栄養学
- 5 食品学
- 6 製菓理論及び実技に関する事。

ただし、職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定（五1(6)において「技能検定」という。）に合格した者は、試験科目のうち6の免除を受けることができ、当該免除を受けた場合の試験時間は、一1にかかわらず、十時三十分から十二時までとする。

三 受験資格

次のいずれかの条件を満たす者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者をいう。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものであるもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の日（昭和四十一年十二月二十六日）において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、三年を超えて菓子製造業に従事したものの

四 受験願書受付期間

持参による場合は、平成二十七年六月十五日（月曜日）から同月二十二日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵便又は信書便による場合は、同月十五日（月曜日）から同月二十二日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ直接提出すること。ただし、平成二十六年年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千五百四十円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 高等学校の入学資格を有することを証する書類（三二に該当する者に限る。）  
一通

(4) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証明書（製菓衛生師養成施設在学中の者は、一年以上かつ製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）第十八条第一号イの必修科目の授業時間数（千二十時間）以上を履修した旨の証明書）又は製菓業務従事証明書 一通

(5) 写真票 一通

写真票に出願前六月以内に撮影した写真（上半身、正面、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を貼り付けること。

(6) 技能検定の合格証書の写し（二のただし書に該当する者に限る。） 一通

2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先へ持参又は郵便若しくは信書便により提出すること。ただし、平成二十六年年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、1(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

1 平成二十七年九月九日（水曜日）九時、岡山県庁北側公示板及び各保健所において合格者の受験番号を発表する。また、岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）においても合格者の受験番号を発表する。

2 合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験者には、受験票を交付する。

2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課生活営業指導班（電話〇八六一二二六一七三三五）に問い合わせること。

3 郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して行うこと。また、受験願書等は、六1の岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

〔一七六〕毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する平成二十七年年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成二十七年八月二十日（木曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

岡山県総社市窪木一一一

公立大学法人岡山県立大学

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質、識別、貯蔵その他取扱方法

四 受験願書

試験を受けようとする者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）第六条の規定により、毒物劇物取扱者試験受験願書（以下「受験願書」という。）（岡山県保健福祉部医薬安全課及び県内の各保健所（支所を除く。以下同じ。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページからダウンロード可能）一通（出願前六月以内に撮影した正面、上半身脱帽、縦六センチメートル、横四センチメートルの写真を受験願書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験願書受付期間

平成二十七年六月十九日（金曜日）から同月二十六日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所を有する者で郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万七百二十円相当額の岡山県収入証紙を受験願書に貼り付け

て納付すること。

2 受験願書は、住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外に住所地を有する者は、次の場所へ直接提出することとし、郵便又は  
信書便による場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

3 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

4 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものにつ  
いては、受験願書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合、  
受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成二十七年九月十一日（金曜日）午前十時に岡山県庁北  
側公示板及び県内の各保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 受験について詳しいことは、最寄りの保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ  
問い合わせること。

〔一七七〕医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項の規定による試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験日時

平成二十七年八月二十五日（火曜日）午前十時から午後三時三十分まで

二 試験場所

別途受験者に通知する。

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験申請書類

試験を受けようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年岡山県規則第五号）第四条の規定による登録販売者試験受験申請書（以下「受験申請書」という。）（岡山県保健福祉部医薬安全課、岡山県が設置する各保健所（支所を除く。以下「保健所」という。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページからダウンロード可能）一通（申請前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦五センチメートル、横四センチメートルの写真を受験申請書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験申請書受付期間

平成二十七年五月二十五日（月曜日）から同年六月五日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所を有する者で郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

- 1 受験手数料として一万四千二百円相当額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り

付けて納付すること。

2 受験申請書は、保健所へ提出すること。

なお、県外に住所を有する者は次の場所へ直接提出することとし、郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

3 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

4 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験申請書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成二十七年十月十三日（火曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 受験について詳しいことは、保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせること。

# 平成27年5月8日 岡山県公報 第11683号

〔二七八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス井原店

所在地 井原市下出部町二丁目一九一ー一ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱UFJリース株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

代表者の氏名 代表取締役 白石 正

### 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

（変更前）代表取締役 小幡 尚孝

（変更後）代表取締役 白石 正

### 4 変更年月日

平成二十四年六月二十八日

## 二 届出年月日

平成二十七年四月二十四日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成二十七年五月八日から同年九月八日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課



# 平成27年5月8日 岡山県公報 第11683号

〔二七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字植木間六六〇―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上富井三一七―一（サンパティークB二〇二）

小川 裕徳

小川 恵子

三 許可番号

岡山県指令建指第四号

# 平成27年5月8日 岡山県公報 第11683号

〔二八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字壺丁田二七四一―五、二七四一―九、二七四一―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区沢田七―三アンジュB二〇二

濱本 俊

濱本 典子

三 許可番号

岡山県指令建指第三一五号

# 岡山県公報 第11683号 平成27年5月8日

〔一八一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

交通管制センター中央装置機器等 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び交通管制センター中央装置機器等借入仕様書による。

(3) 借入期間

平成28年3月1日から平成32年2月29日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を4年間借り受けるものとして算定したリース料総額の48分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格者

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

# 第11683号 岡山県公報 岡山県公報 平成27年5月8日

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、入札説明書に示すところにより、岡山県警察本部交通部交通規制課長の確認を受けた者であること。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年5月8日から同年6月11日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元

年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

# 第11683号 岡山県公報 平成27年5月8日

## イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び簡易書留による返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ約440グラムであるので、注意すること。

### (3) 入札書の受領期限

平成27年6月25日 午後4時

### (4) 開札の日時及び場所

平成27年6月29日 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

## 5 納入機器に関する事前審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示すところにより、納入する機器について岡山県警察本部交通部交通規制課長の確認を受けること。

## 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年6月19日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased:

Traffic Control Center Central device 1 set

(2) Lease period:

From 1 March, 2016 through 29 February, 2020

(3) Delivery place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:

4:00 P.M. 25 June, 2015

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

◎岡山県選管告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年五月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
浅口市を愛する会	渡邊 和道	渡邊 和子	浅口市金光町大谷二四八五一一	平成二七・三・二三
小笠原賢二を応援する会	小笠原 賢二	小笠原 賢二	岡山市北区広瀬町二一七	〃 三・一六
かわさき美都後援会	太田 正行	岸田 由美	玉野市和田二一〇一一六	〃 三・二五
県政と市政・村政をひとつにする会	森本 正章	村井 清子	美作市栄町七一	〃 三・三〇
住み良い玉野を創る会	中塚 弘六	守屋 浩典	玉野市玉原二一五一	〃 三・二五

◎岡山県選管告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年五月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党岡山県支部連合会小田郡支部

会計責任者

長谷川 剛

岸野 栄治

平成二七・三・二五

自由民主党岡山県郵政政治連盟支部

主たる事務所の所在地

倉敷市玉島爪崎七二七

倉敷市玉島中央町一―二二―一

三・一六

〃

会計責任者

網島 利文

三宅 就博

〃

自由民主党吉井支部

主たる事務所の所在地

赤磐市福田七五二―一

赤磐市草生三三五

三・二〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

青野たかはる後援会

主たる事務所の所在地

久米郡美咲町原田三二一五―ニシヤング 久米郡美咲町原田三二二二―一

平成二七・三・一一

池田道孝後援会

代表者

弓取 佑輔

岸野 栄治

三・一三

大橋健良後援会

会計責任者

宮原 俊友

秋山 正浩

三・二五

大本ますゆき後援会

代表者

大本 美佳

松浦 淳

三・一六

岡本雅道後援会

〃

岡本 信明

岡本 寿太郎

三・一九

岡山県医薬品登録販売者政治連盟

会計責任者

高田 栄造

広保 悟

三・三〇

岡山県土地家屋調査士政治連盟

代表者

高山 吉正

青野 敏久

三・二〇

〃

会計責任者

藤原 重雄

田村 忍

〃

岡山県水島民社協会

代表者

秋山 正浩

水戸岡 俊治

三・二五

〃

会計責任者

宮原 俊友

秋山 正浩

〃

おかやま分権自治フォーラム

代表者

森本 榮

飯島 尚教

三・一一



倉敷自由民主クラブ	会計責任者	三村英世	赤澤幹温	三・一三
黒田かずよね後援会	〃	黒田富美恵	黒田伴正	三・三一
近藤吉一郎後援会	主たる事務所の所在地	津山市山方一二四七	津山市山方一九五―二六	三・一八
佐々木りよう後援会	代表者	中須賀 稔	保都庸太	三・一三
塩津孝明後援会	会計責任者	宮原俊友	秋山正浩	三・二五
下市このみ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市中区高屋一八七―四エトワール高	岡山市中区高屋一八七―四ビテンタカヤ	三・九
しんしん会(晋進会)	会計責任者	屋二〇一	ビル二〇一	
妹尾博之後援会	主たる事務所の所在地	田中宣史	三宅利司	三・二五
千田まさひろ後援会	〃	笠岡市三番町二―四〇	笠岡市中央町二―三	三・三一
高橋ぜんこう後援会	政治団体の名称	倉敷市五日市七〇―一―二階	倉敷市倉敷ハイツ三―一―一	三・九
〃	主たる事務所の所在地	高橋ぜんこう後援会	高橋善功後援会	三・五
武見敬三岡山県後援会	代表者	美作市入田二〇七	美作市上山一八〇六一―	〃
電機連合岡山政治活動委員会	〃	石川 紘	丹治康浩	三・六
土器ゆたか後援会	会計責任者	芦田隆紀	川井田 貴志	三・一三
なんば朋裕後援会	主たる事務所の所在地	土器 豊	土器 文明	三・四
西島英利岡山県後援会	代表者	倉敷市玉島八島四二七三	倉敷市玉島八島四〇五八一―	三・二〇
橋本茂のぞみ会	会計責任者	石川 紘	丹治康浩	三・六
はばたく会(羽場頼三郎後援会)	代表者	川西岸夫	阿部卓司	三・三〇
原田ただよし後援会	会計責任者	横山良樹	福場良二	三・二四
ひろはた耕一後援会	代表者	宮原俊友	秋山正浩	三・二五
三菱自工労組政治活動委員会水島支部	〃	廣畑康弘	村上 勉	三・二六
〃	会計責任者	秋山正浩	水戸岡 俊治	三・二五
守井ひでたつ後援会	主たる事務所の所在地	宮原俊友	秋山正浩	〃
		備前市吉永町南方一二二五―二	備前市吉永町南方八五八―五	〃

◎岡山県選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年五月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

小川会	小川信幸	平成二六・一二・三一
加藤公彦後援会	加藤敏男	平成二七・三・一九
萱原潤後援会	薬師寺主明	平成二六・一二・三一
かわさき美都後援会	山崎和幸	平成二二・一・三〇
草苺隆幸後援会	羽場頼三郎	平成二六・一二・三一
総社市を良くする会	坂井繁	〃
服部剛司後援会	服部吟司	〃
原田順夫後援会	原田順夫	〃
藤原正己後援会	青木正吉	平成二七・一・三一
松原繁之後援会	松原洋子	平成二六・一二・三一
矢部日出男後援会	矢部祐夫	平成二七・三・三一

◎岡山県選管告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

平成二十七年五月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
荒島俊造	岡山県議会議員	荒島としなり後援会	岡山市南区福田三四五―六	荒島俊造	平成二七・三・一九
大月博光	玉野市議会議員	大月ひろ光後援会	玉野市田井四―二三―三六	大月博光	〃
小笠原賢二	岡山県議会議員	小笠原賢二を応援する会	岡山市北区広瀬町二―七	小笠原賢二	〃
広谷桂子	津山市議会議員	ひろたに桂子後援会	津山市沼二五―一〇	広谷桂子	〃
山本育子	玉野市議会議員	山本いく子後援会	玉野市宇野八―一〇―一	山本育子	〃

◎岡山県選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年五月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
妹尾博之 千田昌寛	笠岡市議会議員 岡山県議会議員	妹尾博之後援会 千田まさひろ後援会	主たる事務所の所在地 "	笠岡市三番町二一四〇 倉敷市五日市七〇一―一二階	笠岡市中央町二一三 倉敷市倉敷ハイツ三十一一

◎岡山県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。  
平成二十七年五月八日

岡山県選挙管理委員会

委員長

岡本研吾

届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日

小川 信 幸

岡山市議会議員

小川 会

岡山市北区学南町三―一四―五一

小川 信 幸

平成二七・三・三〇